



対談 馳浩 元文科大臣

多様な教育 / ホームスクーリングを めぐる4つの提案

聞き手・チア・にっぽん代表 稲葉寛夫

馳浩元文科大臣は、超党派フリースクール等議連幹事長として「教育機会確保法」の制定に尽力くださった、中心的な議員の一人です。

当初、可決が確実視されていた同法案ですが、自民党内で慎重論が出され、急転して継続審議となった時期がありました。馳議員は、フリースクール等超党派議連総会にて「法案、継続審議へ」という失意の報告をされました。

その後、馳議員は文科大臣に就任。「教育機会確保法」は、私たちが削除を提案していた「毎月の家庭訪問」等の項目が削除となり、さらに良い法文となって可決へ。法律が施行後の現在も、さらに前進した内容への改正等を目指して、超党派議連総会が継続的に開催されています。チア・にっぽんにも、各総会でアップデートや提案等をする機会を与えてくださっています。

今回も、「附帯決議の追加や文科省からの通達のお願いなど、提案が4つほどあります。面談お願いますか？」と尋ねると、笑顔で勢よく「喜んで！」と快諾くださいました。心から感謝しつつ、国会議員会館の馳議員の部屋に向かいました。

稲葉 本日は、ありがとうございます

ます。こちら、チア・につぼんのニュースレター180号です。馳先生の「国会議員25周年祝賀会」終了後の馳先生とのやり取りを紹介させていただきました。その時のお嬢さんの写真です。素敵なお嬢さんですね。お嬢さんと話をさせていただき、感動しました。

馳議員 そうでしたか。どんなやり取り？

稲葉 「馳先生のおかげで『教育機会確保法』という、これまでの教育行政に大きな風穴を開ける法案が通り、全国のホームスクーラーたちもとても教育しやすい環境となりました。お父さんのおかげですよ」と言ったら、「いえいえ、皆さんのおかげだと思います」とすごく謙遜に答えておられました。

馳議員 そうでしたか。今、大学を卒業し、頑張って仕事をし

ております。

稲葉 素晴らしいですね。これチア・につぼんマガジンですが、馳先生との対談ほか、「教育機会確保法」をめぐる、馳先生が対応くださっている記事や写真をマーケティングした特集記事が掲載されています。もしよければ、お嬢さんにプレゼントしてください。されば感謝です。

馳議員 わかりました。ありがとうございます。

稲葉 今日は、「教育機会確保法」への新たな附帯決議や文科省からの通達等について4ポイントをお伝えし、ご相談したいと思っています。

その前に、まずは感謝を申し上げます。教育機会確保法を作っていたいただいたおかげで、全国的にすごく空気が変わってきています。教育委員会、学校の先生方含めて、多様な教育、ホーム

スクーリングへの対応が以前と違います。チア・につぼんのホームスクーラーたちも大変恩恵を受けている次第です。本当にありがとうございます。

馳議員 そうですか。良かったです。

稲葉 そうした中で具体的な課題もいくつか出てきています。4つあります。すでに4つの内3つは解決済みです。しかし今後、全国の他の教育委員会等で再発する可能性もあります。それで、4つのポイントを附帯決議に加えていただくか、文科省から通知等を全国に出していただくなどご検討いただければと思います。この法律が血となり肉となり、具体的、実践的に機能していく方向に進んでいくと思います。可能であれば次のフリースクール等議連総会でご検討いただるか、あるいは今後取るべき方法をアドバイスいただければ

ばと思った次第です。

馳議員 はい。

①教育委員会から

「教育機会確保法」は

下位の法律と言われたケース

稲葉 最初のポイントです。「この教育機会確保法は、要するに下の法律じゃないか」と教育委員会から言われたチア・メンバーがいます。「教育基本法や学校教育法が上にあって、教育機会確保法はレベルとしては下。だから、あまり重要視できない」と。弁護士に確認しましたが、法律には上下はありません。憲法はもちろん上ですけども、法律には上位も下位もない。教育機会確保法は、教育基本法や学校教育法がカバーしきれなかった点を補完する目的で、馳先生たちが作って下さったわけです。そのことを附帯決議か、あるいは

文科省から明確に通知していた
だけると、もつと教育機会確保
法が教育現場で機能していくの
ではないかと感じました。

馳議員 無理です。

稲葉 この点を新たに取り上げ
ていくと、また異論が出てきて
難しいということでしょうか。

馳議員 はい、難しいです。国
にはナショナルスタンダードと
言いますか、年齢に応じて児童・
生徒を受け入れる学校教育を提
供する義務があります。そして
保護者は義務教育を子どもに保
障する義務があります。その場
を設定することがまず重要であ
ります。

ここからが問題です。しかし、
残念ながら合わない、様々な事
情で行けない、行かせてもらえ
ない子どもたちの教育を、学習
をどう保障するかという観点が
教育機会確保法の観点でありま
す。従って、選択肢としてある

ものではなくて、まず学校教育
は、なかなか学校に行けない子
どもたちが行けるように努力し
なければいけない。

2点目に教育委員会として、特
例校や教育指導教室とか工夫を
しなければいけない。その上、不
登校の子どもたちが通うフリー
スクール、また今、夜

間中学校にも在籍でき
ますから、そういつ
た何重もの層を準備し
て、その一つの中に
ホームスクーリングで
やることも当然認めて
おりますので、従って、
入学の時からどちらか
を選ぶことは基本的
には想定していないとい
うことです。

稲葉 つまり、法律の
位置づけとして、法律
に上下関係はないけれ
ど、「教育基本法や学

校教育法を補完する形で、多様
な学習の重要性に鑑みる教育機
会確保法が制定されました」と
いった文言を明確に入れるのは、
まだ難しいと？

馳議員 基本的にはまず教育基
本法、学校教育法、その上で補
完する教育機会確保法。様々な

事情によって学校に行けない、
行かない、行かせてもらえない
お子さんたちの学習を、教育環
境を確保すると。こういうこと
は、法律の建て付けとしては既
にやっています。

稲葉 実際に、教育委員会の方が
「教育機会確保法は、格下の法律





だから」と圧力をかけてくる事例もありました。それで、再度その建て付けを明確にする必要があるかと思えます。そのあたりを文言にして頂くことは、将来的には可能と思われますか。

馳議員 うーん、基本的にはまず無いということをはっきりとお伝えしておきます。

稲葉 文言にすると、また様々な難しいことが予測される段階であると……。

馳議員 はい。これはやっぱり教育基本法の考え方におきまして、その責任は地方自治体、国の責任、そして保護者の責任というのがございますから、それを踏まえた上で、様々な事情で学校に行けない、行かない、行かせてもらえない子どもたちの学習環境をどう確保するか。こういう問題でありますから。

②「児童・生徒が多様な学習を行う要因」「社会的・教育的要因」を加える

稲葉 続いて、2番目のポイントです。これは既に、文科省からの通知にはクリアな文言で書かれているのですが、「教育機会確保法」そのものには、そこまです。もし次の法律改正があれば、さらにもう一言加えてクリアにし、附帯決議等で可能にしていただけなら、大きな前進になると思われます。

馳議員 どういう内容ですか。

稲葉 教育機会確保法において、どのような生徒が対象かというポイントです。文科省の省令では「何らかの心理的、もしくは社会的要因によって児童が出席できない状況とする」と書かれていますね。「教育機会確保法」の

方にはこの「社会的要因」という文言が書かれておらず、「何らかの心理的要因によって」というところで留まっています。それで、例えば「社会的、教育的要因によって児童が出席できない状況とする」という文言を「教育機会確保法」の方にも、附帯決議等に加えて頂けたらと思っています。

性を尊重するという今の時代の中で、「社会的、教育的要因」という文言が加わることで説得力が増し、実情と合います。既に文科省の省令ではそのように書いてくださっていることでもあり、教育機会確保法においても、付帯決議等でもぜひ決議していただければと願っています。

い」については、生徒の不利益にならないように工夫され、実際には校長の判断によって対応されているケースもあるようです。しかし、法律の文言や文科省通達等には明確には書かれていないんですね。

いることは校長先生も担任の先生も分かっている。通知表には、「提出物なども家庭でしっかり取り組みました」と高評価が書かれている。でも出欠の状況欄には、今の慣習や制度では、例えば「1学期は欠席日数67日」としか書かれません。高校進学を希望した場合、いろいろと配慮してくださる校長先生に当たれば幸いです。しかし、少なくとも正しいとはいえず、しやくし定規に対応する校長や教育委員会に当たると、不当な不利益を被ります。

馳議員 検討します。行政的にどういう風な表現をしたらいいのかという観点で、それは検討する必要があります。

③自宅学習の「出席扱い」「入学・卒業」について

でも、自宅等でも一生懸命勉強しておられる子どもさんたちが大勢います。それもただ一生懸命、汗かいて勉強しています、というだけではありません。学校から頂いたプリントやワークシートなど、可視化できるものにはすべて取り組み、高評価の成果物を出し、中間・期末試験も受け、良い結果を出している生徒さんたちがいます。一生懸命やって

これが、フリースクール等に行っていれば、校長の判断で登校日と認められるとされています。しかし、自宅での教育であった場合、今の段階では「出席と見なす」方法は明確な通達文書がなく、「欠席」と書かれるケースもある状況です。多様な学習で可視化できる状況で勉強しているのに、現実に合わず、非常に不公平で、

稲葉 「社会的、教育的」との文言が加われば、大きな前進があると思います。現状のように、「社会的」という言葉がなく、「心理的要因等によって」という文言だけの場合、心理的、精神的な病気のゆえに学校に行けないというネガティブな印象だけが強いかなど。そのようなケースもあるでしょうが、社会的に多様

稲葉 ありがとうございます。3番目のポイントです。「出席扱い」、また「入学・卒業」に関してです。これに関しては、「教育機会確保法」には書かれてなくて、文科省の通知という形で平成28年に「入学・卒業は校長の判断による」と出されました。自宅等での学習に関する「出席扱

一生懸命やっ

非常に不公平で、



理にかなっていません。

言い換えれば、日々真面目に勉強を重ね、その努力を可視化できるホームスクーラーたちが、進学を考え、出席扱いを希望する場合、文科省等から「自宅学習も校長の判断で出席と見なすことができる」と通達があれば、

大きく前進できます。

その点を附帯決議という方法でもいいですし、文科省からの通知という形でも感謝です。馳先生らが考えていただける、現実的で公平で、理にかなったご対応をご検討いただけないでしょうか。

馳議員 様々な事情、状況で登

校できないという現実を踏まえた対応は必要だと思っています。従って、ご家庭でのホームスクー

リングの評価はどのように成績評価をしていくのか、考えていくべき点ですね。

集団生活の中での協調性をどう育んでいくのかという部分、また専門性があつて資格のある教職員が指導するという部分、そのことをどのように評価できるのか。まず検討が必要ではないかなと思っています。

稲葉 そのあたりも踏まえ、文科省からの通知を出して下さいました。現在すでに、「校長の判断で、フリースクール等での学習や、自宅でもICT教材についての学習を登校と見なす」との通達を出して下さっています。大変感謝しておりますが、ICT教材だけでなく、普通の授業についても自宅での勉強を登校と見なす扱いを検討し、次のステー

ジに進めてくださればと思っています。

馳議員 昨年はコロナでやむを得ず、オンライン、オンデマンドの授業をせざるを得ませんでした。そして家庭での学習成果を一定の状況において評価をするとさせていただきました。それを全面的に展開する必要があるのではないかという議論があることは分かっていますけれども、すべてそれでいいのかということになってくると検討の必要があるのではないかと思います。

必要な方には、個別学習指導計画の提出等の実現ができればとの思いもあります。そうした個別学習指導計画の展開があることと、評価のあり方、それを次の教育段階にステップアップする上でフィードバックするやり方と、それぞれ前向きに検討する必要があると思っています。

また、学力の3要素の中には



教育手法によってそういう評価ができるのではないだろうかというところが、ICT化の一つの可能性ではないかと思っています。いずれにせよ、これから議論をしっかりと積み重ねておく必要があると思っています。

稲葉 はい。ぜひ議論を重ね、早く進めていただければと思います。このテーマの解決にはスピードも求められると思います。子どもたちもどんどん成長していきます。この1、2年で、進路選択を迎える子どもたちにとって緊急性があります。

最近も、ある医療関係者の方からお話をいただきました。息子さんが今年中3で不登校中。スポーツ推薦を願い、実力はあるものの、既に欠席数が推薦の欠席日数の上限を上回ってしまっただとのこと。家庭での学習はしっかりと行い、担任や校長先生も

リーダーシップやコミュニケーション能力も入っています。そういうことが学校教育における集団活動の学力要素の一つであることも事実でありますから、こういう観点も踏まえながらの検討ですね。

人とコミュニケーションができなかったり、心の傷があつて心理的要因によって行けなかったりという場合がある時に、その児童生徒はすべてコミュニケーション能力やリーダーシップ能力が無いのかどうか。今まではそれを無いと断じていましたが、

認め、応援しているそうですが、現状では、その校長の判断では出席扱いにはできないとのこと。す。「フリースクールに所属」という形がないだけで、そうしたお子さんの進路が妨げられ、不利益を被り、人生が変わってしまったおうとしているわけです。馳先生もご存じの通り、フリースクールといっても千差万別です。フリースクールだから出席と見なし、家庭であれば、どんなに優秀で真面目に学習し、可視化できる証拠があつてもダメということは理にかなっていますでしょうか。「多様な学習の重要性に鑑み」れば、改善の余地があるのではないのでしょうか。もし、校長判断で自宅での学習を出席扱いできるとすれば、このような有為の子どもたちを救えるのです。

現在、すでにフリースクールやICTで扉を開いてくださって

います。それらを最初のステッ
プとし、子どもが一生懸命勉強
していると校長先生らが判断で
きれば評価の対象としてもらえ
る、また登校と見なす判断がで
きるという方向に踏み込んでい
ただければ、彼らの人生は変わ
ります。

例えばホームスクーラーの中
でも、スポーツや芸術、文化関係
で非常に優れた成績、例えばロ
シアのコーチから新体操を学ん
でいたり、世界的にもトップク
ラスの指導を受けていたり、パ
ソコンソフト開発の世界大会で
優勝したり、乗馬や野球など強
豪校レベルの子どもたちもずい
ぶんいます。

馳議員 ほー、そうですか。

稲葉 例えば、中学校でホーム
スクーリングを選択し、その後
高校の強豪校などに行きたい場
合、登校日数が引つかかってく
るケースがあります。もちろん

中学時代に、家庭でしっかり学
習していなかったということだ
あれば、中学校側からの推薦は
受けられないと思います。

しかし、日ごろから努力を重ね、
中学校の求める課題等も一生懸
命行い、先生方とも良きコミュ
ニケーションを取り、試験等で
も好成績を残している、そのよ
うにしっかり勉強していると校
長先生が客観的に判断できる場
合は登校と見なす、と。フリー
スクールでは可能になっている
と思いますが、家庭においても
多様な学習の一つとしてお願い
できませんでしょうか。早急に、
ご検討の程よろしく願いまし
ます。

馳議員 お話を承っておきます。

④成績評価

多様な教育での実技科目の評価

稲葉 ありがとうございます。最

後に4番目のポイントは、成績
評価の点です。ちょうど10年ぶ
りに新しい指導要領ができ、成
績評価の仕方も変わってきたタ
イミングだと思います。

そういう中で、ホームスクー
ラーであっても学校と良きコ
ミュニケーションを取り、提出
物も中間・期末試験もしっかり
受けている家庭もあります。し
かし、「多様な学習の重要性を鑑
みる理念は受け止めるが、実際
に通信簿に高評価をつけていい
か、とまどいがある」といった
声が寄せられたケースもありま
す。上記の事例は、校長、教師
も多様な学習の生徒を積極的に
応援してくれているケースです。

教師が、「教育機会確保法」施
行以前の判断に縛られず、可視化
できる成績をあげている場合は、
積極的な成績評価の判断ができ
るような基準を伝え、改革して
いく附帯決議や文科省からの通

達が必要ではないでしょうか。

文科省からの多様な教育の生徒
たちへの成績評価への通達等は
不十分で、法律施行以前のまま
の状況です。多様な教育者の成
績評価等、具体的な面で、文科
省からの現場への十分な指示が
必要で、現在は不十分。ここは、
国会議員の皆さんや文科省の皆
さんのアクションが必要な部分
と思います。

多様な教育を受けている生徒た
ち、ホームスクーラーたちが全
員、評定等が必要としているわ
けではありませんが、評定・評
価の改革が、多様な教育を理解
し、推進していく、内側からの
環境整備につながっていくので
はと思います。

評価の基準が変わり、「通信簿
の成績を上げづらい」という声
も先生方から伺っています。新
評価基準になって削られたポイ
ントが「関心、意欲、態度」で

す。それには理由ももちろんある。例えば「手を挙げたら意欲があるとするのは、本当に良いのか」など、誤解を招かないために削られたという話は伺いました。また、新しい評価基準の「主体的に学習に取り組む態度」という項目に「関心、意欲」が含まれているとも聞きました。

しかし、現場の先生方には、『関心、意欲』が削られたので、好成績はつけにくい」と言われる先生もおられます。こうしたご発言が誤解に基づくものなら、ぜひ文科省から全国の先生方に通知してくだされば感謝です。

多様な教育をしている子どもたちの成績評価については、意欲や関心、試験や提出物を正當に評価し、家庭でしっかり学習しているケースでも理にかなって加点していく、と解説いただければ感謝です。そのことが、多様な教育への理解を一層進めてい

くことにつながるのではと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

馳議員 そうですね、ホームスクーラーの学習や教育の成果をどう評価するかという点の検討が必要ですね。日常的な状況の把握、また他の児童生徒との相対的な見方、そしてそれをお子さんなりの絶対的な評価と、おそらく3つの観点は必要だと思いますね。まあ、私はそんなに間違ったことを言っていないと思いますけれども、

稲葉 はい。おっしゃってくださいた3点をもつて正當に評価するのは、正しいことだと思います。

馳議員 そういう観点を踏まえつつ、自宅で学んでおられるお子さんたちに十分な評価を提供できる、たぶんエビデンスがどれだけそろっているかだと思うのですね。そこが十分につながっ



て、週に2回くらいは学校に通学をさせて様子を見るとか、月に2週間くらいは学校に通学をしながら様子を見て、能力が高まっていくなことの評価を第三者にも理解してもらえようにするとか、互いの協力関係があった方が良いんじゃないかなーと私は思います。

稲葉 そうですね。第三者にも客観的な理解を得られる評価という点は賛成です。一方的というより、第三者から見ても「なるほど」という、説得力や客観性があることがまず大前提だと思います。そのような力もエビデンスもないのに、成績だけ上げてくれというのは論外だと私も思っています。ただ、そうした前提条件があった上で、現状の制度における「多様な教育」に対する成績評価に不備、あるいは改善の余地があるのではないかと思います。

私自身、まだまだ勉強不足だと

思いますが、今回の新指導要領を勉強させて頂きました。10年ぶりの改革ということですが、「多様な学習の重要性に鑑みる」という観点については多く触れられていないと思いました。10年に一度の改革ですので、先生方も力を入れて取り組まれたと思います、その努力への敬意を持ちつつですが、「多様な学習の重要性に鑑みる」という視点がもっと加わったら、さらに強い教育行政のステージに繋がっていくし、必然ではないかと感じております。

馳議員 来年度からの方針ですけども、年間学習、授業時間数、各教科、上限1割までを制限してでも、フレキシブルな教材研究や教材への取り組みを認めることになりました。

稲葉 それは良いですね。

馳議員 なので稲葉さんもその側面を勉強して頂き、取り上げ

てくださればと思います。

稲葉 そうですね。勉強不足です。すみません。

馳議員 新しい学習指導要領に基づき、テストの点数だけではなく、いろんな教材を踏まえて議論し、論点をまとめて発表し、評価をし、さらにそれをフィードバックしていく。これを、まさしく総合的な学力として認めていこうという中で、今までのように国語、算数、理科、社会という縦割りの学習指導要領ではなく、勇猛的なことをやっていいという風に、すでに文科省も我々の提言も踏まえて取り組



もうとしています。デジタルの時代でもあるし、少子化の時代でもありますし、答えが一つしかないという明確な算数のような割り切れることばかりではない世界ですね。

稲葉 はい、そうですね。

馳議員 二国間、多国間、また貿易、環境問題などなど、様々な課題を一つの皿に乗せてどう料理していくかがまさしく問われていく時代です。そういう意味での多様性、分野を超えた学び、積極的な姿勢、コミュニケーションの能力、リーダーシップの能力、言葉を操る言語能力の高さ、こういったことを総合的に評価していくことになります。そういう観点からの今回の学習指導要領にはなっていますので、そこをどんどんやっばりかみ砕いていただいたらいいかなと思います。

稲葉さんたちが引き続きこうし

てご努力いただいている部分を私も評価しますから、教育委員会の皆様、文科省とも意見交換を重ねていただければありがたいです。

稲葉 分かりました。

馳議員 また、全国様々な特色のあるフリースクールやホームスクーリング、適応指導教室、セミナー等のサポート展開を継続されておられるわけです。そうすると、やはり各教育委員会も教育長やメンバーによって向きが変わったりします。

今や多様な教育は、非常に重要視されています。交付税等で関係ある財務省でも、総合教育はうちでやるんだと特色も出していきけるようになっていきます。とりわけ、ふるさと教育、伝統と文化を継承しようという動きとか。地方だからこそ、ベンチャー、新たな創造によって仕事を生み出していく。さらに情報通信の

時代です。私の故郷の石川県の能登半島にいても、東京と同じように情報を収集し分析をして、そのデータをもとに営業し、世界に販売していくことができる時代にもなりました。流通革命にもなっています。多様に対応できる能力の育成が必要です。それで文科省が、また最近では経産省も、厚労省も、総務省もみんなこの教育の重要性に関わって地方分権時代、地方の時代になっていると思う。「多様な教育」は、非常に重要な柱になってますからね。

そういった中で多様な学習が可能となった法律、可能となった教材の展開、ICTなど有効に活用していつて、学齢期の児童生徒の年代だけではなく、生涯を通じて学び続けることができ、その環境、その提供、そして評価のあり方を創り上げていければと思っています。

まさしくこれがいわゆるウェルビーイング、GDPやGNPや経済的な指標ではなくて、教育によってたくさんお金を稼ぐということでもなくて、やりがいが一番の評価、価値だ。こういう時代になってきているはずですから、そのことを実践できるように、教育環境整備の支援を我々もしていきたいと思えます。

稲葉 はい。ありがとうございます。ぜひお願いします。もつとお話したいですが、今日はもう時間ですね。本日は、大変お忙しいところ、ありがとうございます。とても良かったです。
馳議員 いつも、様々丁寧に対応頂き、ありがとうございます。
稲葉 こちらこそ、ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。